

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第56号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月9日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市鯨島北岸 大礫鼻灯台から真方位058° 1,100m付近 (概位 北緯33° 26.71' 東経129° 26.40')
事故等調査の経過	平成27年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 615天膳、18トン NS2-23461（漁船登録番号）、有限会社海星水産 第292-50720号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船首部船底に破口、プロペラ翼及び舵に曲損
事故等の経過	本船は、船長が、1人で乗り組み、定係地へ帰航するために鯨島北西方沖で背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、鯨島の北方約0.1海里を通過する針路とし、約10ノットの対地速力で自動操舵により南東進中、居眠りに陥り、平成27年3月9日08時00分ごろ鯨島北岸に乗り揚げた。 本船は、船長が携帯電話で所属会社に連絡した後、潮が満ちるのを待って自力で離礁し、自力で航行して定係地の長崎県佐世保市神崎港に入港し、後日修理を行った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約3.0mであった。 本船は、自動操舵で航行すると針路が少し右偏する傾向があり、船長は、ふだん、針路を微調整しながら操船していた。 船長は、本事故の前日、約6時間の睡眠をとって昼ごろ起床し、夜間操業後、9日05時30分ごろ漁場を発進したが、疲労は感じていなかった。 船長は、周囲に他船を見掛けなかったため、気が緩んで居眠りしたと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	あり あり

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、鯨島北西方沖を自動操舵で南東進中、船長が、居眠りに陥ったことから、針路が右偏して鯨島に向かっていることに気付かずに航行し、鯨島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船中、周囲に他船を見掛けなかったことから、緊張感が緩んで覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鯨島北西方沖を自動操舵で南東進中、船長が、居眠りに陥ったため、針路が右偏して鯨島に向かっていることに気付かずに航行し、鯨島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眠気を感じたときは、椅子から離れて身体を動かしたり、ガムをかんだり、コーヒーを飲んだりして眠気を解消すること。</li> </ul>